

# 高松市電子納品運用ガイドライン

## 【プラント設備工事編】

令和8年4月

高松市

## 目次

### 1 本ガイドラインの取扱い

1-1 目的	P1
1-2 適用	P1
1-3 成績評定について	P1

#### 改定履歴

版数	改定内容	改定日
第1版	初版	令和8年4月1日

# 1 本ガイドラインの取扱い

## 1-1 目的

「高松市電子納品運用ガイドライン【プラント設備工事編】」（以下「本ガイドライン」という。）は、高松市が発注する下水、し尿、廃棄物処理等のプラント設備工事において、電子納品を円滑に実施するために必要な事項を示したものである。

## 1-2 適用

本ガイドラインについては、本ガイドラインで規定するものを除き「高松市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に準拠するものとする。

なお、電子納品対象書類や工事管理項目情報など「高松市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」で定められていないものは、「高松市電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を参考とすること。

## 1-3 成績評定について

本ガイドラインの試行期間においては、電子納品を実施した工事の成績評定について、次のとおり1～3点の範囲で加点評価する。ただし、他の項目で加点がある場合は、電子納品での加点を含めて最大7点とする。

区 分	加 点	加点審査項目	備 考
必要とする全ての書類・図面 (一部の書類等のみの場合) ※	2点 (1点)	「創意工夫」	※書類等が不足なく電子納品されている場合は2点、不足している場合又は事前協議で一部の書類を省略している場合は1点とする。ただし、打合議事録のみなど、部分的なものは評価しない。
工事写真	1点		
計	1～3点		